事　務　連　絡
令和８年４月 16 日

各　都道府県
　　市区町村　衛生主管部（局）　御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「令和８年度（令和７年度からの繰越分）医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」の実施に関する今後の対応について

平素より、医療行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和７年度補正予算における「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」については、「令和８年度（令和７年度からの繰り越し分）　医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業の実施について」（令和８年２月 13 日医政発 0213 第 22 号厚生労働省医政局長通知）（以下「実施要綱」とします。）において、事業実施要綱をお示ししたところです。

その後、各都道府県においては、本事業による取組意向調査を実施していただき、厚生労働省医政局医療経営支援課に提出していただいたところですが、今般、当該調査の結果を踏まえ、本事業の今後の対応について、下記のとおり、お示ししますので、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

１　必要予算額の予算案への計上について

本事業に係る取組意向調査において、令和７年度補正予算額（国負担分 200 億円、都道府県負担分 100 億円）を大幅に上回る取組意向が示されたことから、令和７年度補正予算額の各都道府県への配分額については、令和７年度補正予算額を、当該調査で示された各都道府県の取組意向調査の金額割 50%、各都道府県の病床数（令和７年 12 月末時点）割 50%で勘案して算出した額を上限といたします。

上述により算出した各都道府県の配分額を別途通知いたしますので、当該配分額を踏まえ、必要予算額を予算案として計上していただきますようお願いいたします。

２　今後のスケジュールについて

本事業に関する今後のスケジュールは以下のとおりとなる見込みであるため、必要な対応をお願いいたします。

既に予算計上済みであり、今回の配分額内示を踏まえて予算の修正等の必要がない都道府県においては、以下のスケジュールよりも早い時期から、病院からの申請受付を開始することは可能です。申請受付の期限についても、各都道府県の事情に応じて、設定していただいて差し支えありませんが、厚生労働省への提出期限については、別途お示しします。（７月末～８月上旬を想定）

令和８年４月	本事務連絡発出
	厚生労働省から各都道府県に予算額を内示
５月～６月	各都道府県議会への予算案の提出
予算案成立後	各都道府県で病院からの申請受付開始
７月下旬頃	各都道府県における申請受付期限
	申請のあった病院の計画書等を厚生労働省へ提出
８月上旬以降	補助対象病院を選定、厚生労働省から各都道府県に伝達

３　医療機関への周知について

本事業の実施について、以下の内容を管内の病院に周知いただきますようお願い申し上げます。

（１）「業務効率化計画」の書類様式等

・　病院が本事業の申請を行うに当たって提出いただく「業務効率化計画」の書類様式を別紙１のとおりとします。

・　また、本事業の補助を受けることとなった病院については、厚生労働大臣が別途定める業務効率化に関するデータを厚生労働省に提出していただくこととしていますが、当該データの項目を別紙２のとおりとします。なお、データの提出方法は別途お示しします。

・　本事業の補助を受けることとなった病院の取組の内容やその成果については、厚生労働省から公表いたします。

（２）今後のスケジュールの見込み

・　上記２でお示ししたスケジュールの内容

（３）申請に当たっての留意点

・　実施要綱においてお示ししたとおり、本事業の対象となる病院は、「要件を満たし、その内容が本事業の趣旨に合致していると厚生労働大臣が認めたもの」としており、「都道府県の意見や実情も踏まえて厚生労働大臣が選定する」としています。

今般、取組意向調査において、予算額を大幅に上回る取組意向が示されたことから、本事業の補助対象となる病院数は相当程度限定されることになり、取組意向調査に回答していただいた病院の多くは補助の対象とすることができません。

・　本事業の申請に当たっては、定量的な効率化目標の設定を含む「業務効率化計画」の策定や管理者が委員長となる「業務効率化推進委員会」の設置等が必要となり、補助を受けることとなった病院には、厚生労働大臣が定めるデータの提出を求めるほか、目標達成に関して厚生労働省の評価を受けていただくことになります。その上で、評価の結果、成果が認められなかった場合には、補助金の返還を求める場合があるとしております。また、補助を受けることとなった病院の取組の内容やその成果については、厚生労働省から公表いたします。こうした条件の下で業務効率化に真摯に取り組み、一定の成果をあげようとする病院を支援することが本事業の趣旨でありますので、管内の病院に改めて周知していただきますようお願いいたします。

・　本事業の補助対象となる経費は実施要綱及び関連のＱ＆Ａでお示ししております。電子カルテの更新費用や単なるＰＣの入れ替え費用のほか、導入するＩＣＴ機器等の運用・保守費用等のランニングコストは補助対象外です。

・　今国会に提出している「健康保険法等の一部を改正する法律案」が成立した場合には、今後は、地域医療介護総合確保基金に計上される予算の範囲内となりますが、継続的に補助事業を実施することができるようになります。

４．補助対象となる病院の優先付け等について

今般、予算額を大幅に上回る取組意向が示されたことから、本事業の補助対象となる病院数は相当程度限定されることになり、取組意向調査に回答していただいた病院の多くは補助の対象とすることができません。

そのため、上述３のとおり、あらかじめ管内の病院に周知していただくとともに、その上で、今後、各都道府県に対して申請が行われた病院について、

・　全ての病院の「業務効率化計画」を厚生労働省に提出いただくものの、１で示した予算配分額の1.5倍～２倍程度の範囲内で、都道府県として、補助対象への採択を優先する病院を設定していただくか、

・　又は、予算配分額の1.5倍～２倍程度の範囲内に収まるよう、都道府県で事前に病院を選定していただきますようお願いいたします。（この場合、都道府県の選定から漏れた病院の「業務効率化計画」の書類については、厚生労働省に提出しないこととなります。）

都道府県において、採択を優先する病院の設定及び事前の選定を行っていただく際には、

- 特定の設立主体の病院に偏ることがないよう、病床規模や医療機能のバランスを考慮すること（公立病院、大規模病院、急性期病院に偏らないこと等）、
- 補助対象外の取組内容（電子カルテの更改や単なるＰＣの買い換え等）が、「業務効率化計画」の取組内容の多くを占めている病院を採択することは困難であること
- １病院当たりの補助額を小さくして補助対象病院数を増やすことは、業務効率化の成果を減じることになりかねないため行わないこと

等に留意していただくとともに、別紙３の評価基準案を参考にしていただきますようお願いいたします。

別紙３　評価基準案

項目	評価基準	必須	評価点			
			A	B	C	D
基本的事項	①本事業の背景・目的等を適切に理解しているか。					
	②本事業の補助を受けて業務効率化に取り組むのに十分な体制を有していると認められるか。					
	③これまで独自に院内の業務効率化・勤務環境改善に取り組んできた実績があるか。					
	④本年４月１日時点でベースアップ評価料を届け出ているか。	○				
	⑤都道府県において、地域医療に一定の貢献をしているか、地域医療構想の推進に協力している医療機関であることが確認されているか。	○				
課題把握	⑥病院の業務遂行上の課題や非効率になっている点を具体的かつ定量的に把握できているか。					
取組内容	⑦上記課題を解決するのに的確かつ十分な効果がある取組内容となっているか。					
	⑧取組を今後定着させ、また、拡大・発展させていく具体的方針や内容が定められているか。					
	⑨取組内容が病院全体の業務効率化・勤務環境改善に与える波及効果が相当程度あると認められるか。					
業務効率化委員会	⑩ 院内に設置する「業務効率化委員会」の組織体制や運営方法等について、病院全体でPDCAサイクルにより業務効率化に取り組むと認められるだけの具体的かつ妥当な内容となっているか。					
効率化目標	⑪具体的かつ定量的な効率化目標が、意欲的であり、かつ、達成可能とするだけの合理的な根拠があると認められるか。					
業務手順の見直し タスク・シフト/シェア	⑫業務手順の見直し内容が、具体的かつ効果的なものとなっているか。					
	⑬タスク・シフト/シェアの取組内容が具体的かつICT機器等の導入と関連づけて総合的に推進される内容となっているか。					
その他	⑭ICT機器等のランニングコストの確保策が具体的かつ妥当なものとなっているか。					
	⑮厚生労働大臣に業務効率化に関するデータ提出を行うのに十分な体制を有していると認められるか。					